

令和 8 年 5 月 26 日
土 木 部 監 理 課

**労働災害事故の報告を怠っていた業者に対して
指名停止措置を行いました**

上越地域振興局上越東維持管理事務所発注工事において令和 7 年 10 月 3 日に発生した労働災害事故について、労働者死傷病報告や監督員への事故報告を怠っていた企業に対し、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第 2 条第 1 項（別表第 1、第 4 号）により、下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

- 1 指名停止措置業者
株式会社 米持建設（上越市）
- 2 指名停止
令和 8 年 5 月 26 日から令和 8 年 7 月 25 日まで（2 か月間）

※ 新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第 2 条第 1 項（別表第 1、第 4 号）

措 置 要 件	期 間
4 第 2 号に掲げる場合のほか、県発注工事等の実施に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	2 週間以上 4 か月以内

本件についてのお問い合わせ先
監理課建設業室 〔担当〕大越、鎌田
(直通) 025-280-5839 (内線) 3202